

## (2) 周辺環境等の調査結果

### 【A】及び【B】水質

・建設工事現場において、ダイオキシン類を含む燃え殻を確認したことから、建設現場の最下流部の河川及び地下水への影響を把握するため水質調査を実施しています。  
 ・調査方法については、ダイオキシン類は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境省告示第68号)」による方法、鉛は「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境省告示第59号)」に規定する方法で実施しています。

### 【A】水質<河川>

調査地点	調査(採取)日	調査結果報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
河川No.1	H28.11.17	H28.12.15	0.30	1以下	—	—	—	ダイオキシン類は、基準以下でした。
河川No.1	H29.3.17	H29.3.31	0.27	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質(SS濃度) = 10mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.4.24	H29.5.25	0.21	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.5.19	H29.6.28	0.064	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.6.19	H29.7.14	0.061	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 8.1 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.7.19	H29.8.8	0.058	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.8.18	H29.9.6	0.044	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
河川No.1	H29.9.15	H29.10.10	0.026	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.5 浮遊物質(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.10.16	H29.11.8	0.028	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.11.13	H29.12.5	0.026	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H29.12.13	H30.1.11	0.025	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.1.19	H30.2.9	0.019	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.2.20	H30.3.13	0.020	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.3.15	H30.4.5	0.017	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.4.10	H30.5.1	0.200	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.6 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.5.18	H30.6.7	0.120	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.6.15	H30.7.5	0.092	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.7.13	H30.8.7	0.100	1以下	0.001	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質(SS濃度) = 12mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
河川No.1	H30.8.6	H30.8.31	0.033	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質(SS濃度) = 7mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.9.14	H30.10.9	0.019	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	H30.10.12	H30.10.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質(SS濃度) = 1mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H30.11.12	H30.11.27	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質(SS濃度) = 4mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H30.12.13	H30.12.28	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H31.1.11	H31.1.29	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H31.2.8	H31.2.25	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H31.3.15	H31.4.2	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	H31.4.12	H31.4.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R1.5.13	R1.5.28	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R1.5.29	R1.6.17	0.037	1以下	—	—	—	ダイオキシン類は、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
			基準	基準	基準	基準		
河川No.1	R1.6.17	R1.6.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R1.6.17	R1.7.2	0.031	1以下	—	—	—	ダイオキシン類は、基準以下でした。
河川No.1	R1.7.29	R1.8.21	0.016	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	R1.8.26	R1.9.17	0.021	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
河川No.1	R1.9.20	R1.10.9	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質(SS濃度) = 4mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R1.10.30	R1.11.15	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R1.11.19	R1.12.6	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R1.12.19	R2.1.15	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R2.1.20	R2.2.5	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R2.2.21	R2.3.9	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質(SS濃度) = 1mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R2.3.24	R2.4.13	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.8 浮遊物質(SS濃度) = 4mg/L	鉛は、基準以下でした。
河川No.1	R2.4.16	R2.4.30	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質(SS濃度) = 3mg/L	鉛は、基準以下でした。

※令和元年7月30日に燃え殻の撤去を完了し、その後の調査で異常が見られなかったことから、令和元年9月からダイオキシン類の調査は行っていません。

令和元年11月に工事区域内で確認された鉛による汚染土壌の除去を完了し、令和2年2月に要措置区域等の指定が解除され、その後の調査でも異常が見られなかったことから、月例水質調査については終了とします。今後は、環境影響評価の事後調査(3ヶ月毎)で監視することとします。

### 【A'】水質<沢水>

・燃え殻が存在する区域横に設置している、地下排水管の水質調査を実施しています。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
仮排水用の 地下排水管	H29.4.3	H29.4.24	0.65	1以下	検出せず	0.01以下	—	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

【B】水質<地下水>

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
観測井戸No.3	H29.2.13	H29.2.28	0.59	1以下	—	—	—	ダイオキシン類は、基準以下でした。 ※本来実施すべき、井戸内のパージ(滞留水の除去)を行って いなかったため、参考値です。
観測井戸No.3	H29.3.17	H29.3.31	0.017	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H29.4.24	H29.5.25	0.019	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H29.5.19	H29.6.28	0.057	1以下	0.001	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質(SS濃度) = 10mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.5.19	H29.6.28	0.13	1以下	0.006	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質(SS濃度) = 56mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。 ※井戸内の水量が少なく、採水時に全量を吸い上げるこ とで濁りが発生したため、参考値です。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.5.19	H29.6.28	0.18	1以下	0.009	0.01以下	pH = 6.9 浮遊物質(SS濃度) = 31mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。 ※井戸内の水量が少なく、採水時に全量を吸い上げるこ とで濁りが発生したため、参考値です。
観測井戸No.3	H29.6.19	H29.7.14	0.016	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.6.19	H29.7.14	0.087	1以下	0.003	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質(SS濃度) = 14mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.6.19	H29.7.14	0.15	1以下	0.001	0.01以下	pH = 6.1 浮遊物質(SS濃度) = 9mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
観測井戸No.3	H29.7.19	H29.8.8	0.016	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 8.2 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.7.19	H29.8.8	0.12	1以下	0.003	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質(SS濃度) = 11mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.7.19	H29.8.8	0.13	1以下	0.004	0.01以下	pH = 5.7 浮遊物質(SS濃度) = 35mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。 ※井戸内の水量が少なく、採水時に全量を吸い上げるこ とで濁りが発生したため、参考値です。
観測井戸No.3	H29.8.18	H29.9.6	0.018	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.8.18	H29.9.6	0.095	1以下	0.001	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.8.18	H29.9.6	0.088	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H29.9.15	H29.10.10	0.018	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.9.15	H29.10.10	0.12	1以下	0.004	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質(SS濃度) = 4mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.9.15	H29.10.10	0.15	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.3 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
観測井戸No.3	H29.10.16	H29.11.8	0.019	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.8 浮遊物質濃度(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.10.16	H29.11.8	0.047	1以下	0.001	0.01以下	pH = 6.4 浮遊物質濃度(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.10.16	H29.11.8	0.18	1以下	0.001	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質濃度(SS濃度) = 28mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。 ※試料採取日の前日からの雨により、濁りが発生したため、参考値です。
観測井戸No.3	H29.11.13	H29.12.5	0.017	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.11.13	H29.12.5	0.12	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.11.13	H29.12.5	0.086	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.4 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H29.12.13	H30.1.11	0.09	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質濃度(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H29.12.13	H30.1.11	0.042	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質濃度(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H29.12.19	H30.1.11	0.19	1以下	0.001	0.01以下	pH = 5.5 浮遊物質濃度(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
観測井戸No.3	H30.1.19	H30.2.9	0.025	1以下	0.002	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質(SS濃度) = 30mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。 ※観測井戸周辺での土工の影響により、濁りが発生したため、参考値です。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.1.19	H30.2.9	0.034	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.6 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.1.19	H30.2.9	0.16	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.5 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.2.20	H30.3.13	0.028	1以下	0.001	0.01以下	pH = 6.9 浮遊物質(SS濃度) = 6mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.2.20	H30.3.13	0.050	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.6 浮遊物質(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.2.20	H30.3.13	0.085	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質(SS濃度) = 4mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.3.15	H30.4.5	0.180	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.5 浮遊物質(SS濃度) = 12mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.3.15	H30.4.5	0.043	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質(SS濃度) = 4mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.3.15	H30.4.5	0.096	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.4 浮遊物質(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
観測井戸No.3	H30.4.10	H30.5.1	0.220	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.3 浮遊物質濃度(SS濃度) = 6mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.4.10	H30.5.1	0.180	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.2 浮遊物質濃度(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.4.10	H30.5.1	0.063	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.3 浮遊物質濃度(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.5.18	H30.6.7	0.130	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.9 浮遊物質濃度(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.5.18	H30.6.7	0.160	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質濃度(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.5.18	H30.6.7	0.084	1以下	0.001	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質濃度(SS濃度) = 14mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.6.15	H30.7.5	0.018	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.8 浮遊物質濃度(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.6.15	H30.7.5	0.016	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.6.15	H30.7.5	0.044	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 6.2 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
				基準		基準		
観測井戸No.3	H30.7.13	H30.8.8	0.093	1以下	0.005	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質濃度(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.7.13	H30.8.8	0.040	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質濃度(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.7.13	H30.8.8	0.10	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.5 浮遊物質濃度(SS濃度) = 1mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.8.6	H30.8.31	0.073	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.5 浮遊物質濃度(SS濃度) = 9mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.8.6	H30.8.31	0.057	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質濃度(SS濃度) = 3mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.8.6	H30.8.31	0.056	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.6 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.9.14	H30.10.9	0.450	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質濃度(SS濃度) = 9mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア下流 仮設井戸①	H30.9.14	H30.10.9	0.028	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.4 浮遊物質濃度(SS濃度) = 5mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
燃え殻エリア上流 仮設井戸②	H30.9.14	H30.10.9	0.036	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 5.4 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
			—	基準	検出せず	基準		
観測井戸No.3	H30.10.12	H30.10.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質濃度(SS濃度) = 4mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.11.12	H30.11.27	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.2 浮遊物質濃度(SS濃度) = 21mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H30.12.13	H30.12.28	—	—	0.002	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質濃度(SS濃度) = 30mg/L	鉛は、基準以下でした。 ※試料採取日の前日からの雨により、濁りが発生したため、参考値です。
観測井戸No.3	H31.1.11	H31.1.29	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.8 浮遊物質濃度(SS濃度) = 5mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H31.2.8	H31.2.25	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質濃度(SS濃度) = 5mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H31.3.15	H31.4.2	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.2 浮遊物質濃度(SS濃度) = 2mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	H31.4.12	H31.4.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.0 浮遊物質濃度(SS濃度) = 2mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R1.5.13	R1.5.28	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.1 浮遊物質濃度(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R1.5.29	R1.6.17	0.059	1以下	—	—	—	ダイオキシン類は、基準以下でした。

調査地点	調査 (採取)日	調査結果 報告日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		鉛 (mg/L)		その他の調査項目	備考
			基準	基準	基準	基準		
観測井戸No.3	R1.6.17	R1.6.26	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質(SS濃度) = 9mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R1.6.17	R1.7.2	0.052	1以下	—	—	—	ダイオキシン類は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R1.7.29	R1.8.21	0.059	1以下	0.003	0.01以下	pH = 7.7 浮遊物質(SS濃度) = 27mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。 ※試料採取日の前日からの雨により、濁りが発生したため、
観測井戸No.3	R1.8.26	R1.9.17	0.045	1以下	検出せず	0.01以下	pH = 7.9 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	ダイオキシン類、鉛ともに、基準以下でした。
観測井戸No.3	R1.9.20	R1.10.9	—	—	0.001	0.01以下	pH = 7.0 浮遊物質(SS濃度) = 12mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R1.10.30	R1.11.15	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.6 浮遊物質(SS濃度) = 1mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R1.11.19	R1.12.6	—	—	0.003	0.01以下	pH = 7.3 浮遊物質(SS濃度) = 16mg/L	鉛は、基準以下でした。 ※試料採取日の前日からの雨により、濁りが発生したため、 参考値です。
観測井戸No.3	R1.12.19	R2.1.15	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 7.8 浮遊物質(SS濃度) = 3mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R2.1.20	R2.2.5	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.2 浮遊物質(SS濃度) = 2mg/L	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R2.2.21	R2.3.9	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.2 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R2.3.24	R2.4.13	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.4 浮遊物質(SS濃度) = 検出せず	鉛は、基準以下でした。
観測井戸No.3	R2.4.16	R2.4.30	—	—	検出せず	0.01以下	pH = 8.1 浮遊物質(SS濃度) = 1mg/L	鉛は、基準以下でした。

※令和元年7月30日に燃え殻の撤去を完了し、その後の調査で異常が見られなかったことから、令和元年9月からダイオキシン類の調査は行っていません。

令和元年11月に工事区域内で確認された鉛による汚染土壌の除去を完了し、令和2年2月に要措置区域等の指定が解除され、その後の調査でも異常が見られなかったことから、月例水質調査については終了とします。